



1. 心身障害者扶養共済制度（都の制度）

障害のある方の保護者が毎月一定の掛金を払い、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、残された障害者に終身年金を支給する任意加入の制度です。

■ 加入資格

この制度に加入できる方は、次のすべての要件を満たしている方です。

1. 心身障害者^{※1}の保護者^{※2}であること
2. 東京都内に住所があること
3. 加入年度の初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること
4. 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

※1 この制度において心身障害者とは、次のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難であると認められる方です。

1. 知的障害者
2. 身体障害者（身体障害者手帳1～3級）
3. 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が上記1・2と同程度と認められる方

※2 この制度において保護者とは、心身障害者から見て次の関係にある方で、現に障害者を扶養している方をいいます。

1. 配偶者（事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む）
2. 父母
3. 兄弟姉妹
4. 祖父母又はその他の親族（事実上親族と同様の事情にあるものを含む）

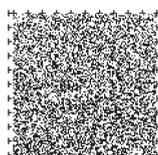
注）この制度に加入できるのは、心身障害者1人に対して1人の保護者のみです。

■ 掛金

掛金は、毎月末日までに東京都の指定する金融機関に納付していただきます。

金額は、加入者（保護者）の加入時年齢により決まります。

加入者の加入時年齢	月額（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円



- ・掛金の額は改定されることがあり、それ以後に納める掛金は改定後の金額となります。
- ・加入時年齢とは、加入承認日の属する年度の初日（4月1日）の年齢です。
- ・心身障害者1人につき、2口まで加入できます。

■ 掛金の納付期間

次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金を納める必要はありません。

1. 年度初日（4月1日）の加入者の年齢が65歳となったとき【年齢要件】
2. 加入期間が20年以上となったとき【期間要件】

■ 年金の支給

加入者が死亡又は重度障害^{※3}と認められたときは、申請手続きをすることでその月から心身障害者に年金が支給されます。

1. 支給額

月額 20,000円（1口あたり）

2. 支給期間

加入者が死亡・重度障害となった月から、心身障害者が死亡する月まで

^{※3} 年金の支給対象となる重度障害とは、下記のいずれかに該当する場合です。

- ① 両眼の視力を永久に失ったもの
- ② そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの
- ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの
- ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑤ 一上肢を手関節以上で失い、かつ一下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の機能を全く永久に失ったもの
- ⑦ 両下肢の機能を全く永久に失ったもの
- ⑧ 十手指を失ったか又はその機能を全く永久に失ったもの
- ⑨ 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

■ その他の注意点

- ・申込から加入の承認までは、2か月程度の期間を要します。
- ・掛金を2か月滞納すると脱退となります。（納付済みの掛金は返還されません）
- ・心身障害者が加入者より先に亡くなった場合や、加入者の申出により脱退した場合は、年金は給付されません。（弔慰金、脱退一時金の扱いとなります）

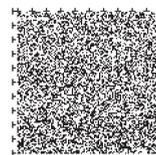
■ 手続きに必要なもの

申請内容によって異なりますので、お問合せください。

☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話03-5246-1201 FAX03-5246-1179



2. 障害基礎年金（国の制度）

病気やけがによって障害が残り、日常生活に著しい制限を受けるようになった場合に、国民年金法によりその障害の程度に応じて障害基礎年金の1級又は2級の認定を受けたとき年金が支給されます。

■ 受給要件

1. 障害の原因となった病気やけがで初めて医師等の診療を受けた日（＝初診日）が次のいずれかの間にあること
 - ① 国民年金加入期間
 - ② 20歳前、又は、日本国内在住で60歳以上65歳未満の年金制度に加入していない期間
※60歳以上の場合、老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く
2. 初診日の前日時点において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること
 - ① 初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、保険料を納めた期間と、保険料の免除又は学生納付特例もしくは納付猶予を受けた月数を合わせた期間が3分の2以上あること
 - ② 初診日がある月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと（令和8年3月までの特例）
※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。
3. 障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める1級又は2級に該当していること
※障害認定日とは障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月を過ぎた日、又は1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

■ 年金額（令和6年度の額）

1級…… 1,020,000円（月額85,000円）

2級…… 816,000円（月額68,000円）

また、受給権を得たときに障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳到達年度の末日までにある子（障害のある子は20歳未満）がいるときは、次の金額が加算されます。

1人目、2人目 各234,800円

3人目以降 各 78,300円

※毎年度物価変動に応じて改定

※20歳前に初診日がある方の障害基礎年金については、年金の加入を要件としていないことから、年金の支給に関して制限や調整があります。（P183年金所得制限基準額参照）

■ 障害年金生活者支援給付金

障害基礎年金受給者の請求により、年金に上乗せして支給されます。

※前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円」以下であること

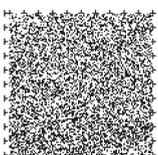
【給付額】（令和6年度の額）1級…… 6,638円（月額）

2級…… 5,310円（月額）

※毎年度物価変動に応じて改定

■ 手続きに必要なもの

請求する方によって異なりますので、お問合せください。



☆ 問合せ

区民課 国民年金係 区役所3階1番窓口

電話03-5246-1262 FAX 03-5246-1129

3. 障害厚生年金・障害手当金（国の制度）

厚生年金保険加入中に初診日のある病気やけがにより、障害が残ったとき、又は初診日から1年6か月経っても治らないとき、障害厚生年金と障害基礎年金もしくは障害手当金（一時金）が支給されます。

障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができ、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。

障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる場合があります。

■ 対象

次の1に該当する方は障害厚生年金と障害基礎年金

2に該当する方は障害厚生年金

3に該当する方は障害手当金（一時金）が受けられる場合があります。

1. 国民年金の障害基礎年金の1級又は2級に該当する方
2. 国民年金の障害基礎年金には該当しないが、厚生年金の障害等級3級に該当する方
3. 年金を受けるよりも軽い障害が残った方

※いずれの場合にも障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

■ 年金額

被保険者期間、平均標準報酬月額、障害の程度などにより金額が異なります。

☆ 電話での問合せ

・ねんきんダイヤル 電話0570-05-1165

・IP電話 電話03-6700-1165

☆ 直接の相談

上野年金事務所 電話03-3824-2511

〒110-8660 台東区池之端1-2-18 NDK池之端ビル

4. 特別障害給付金（国の制度）

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、福祉的措置として、特別障害給付金が支給されます。

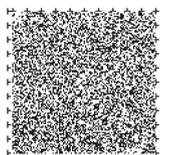
■ 対象

1. 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生※

2. 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金等に参加していた人）の配偶者

1又は2に該当する人で、当時任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金の1級・2級の障害の状態にある方

ただし、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。障害基礎年金や



障害厚生年金、障害共済年金などを受給しているか、受給することができる方は対象になりません。

※国民年金任意加入対象者であった学生とは、以下を目安としてください。次の①又は②の昼間部に在学している学生（定時制・夜間部・通信制を除く）

- ① 大学（大学院）・短大・高等学校及び高等専門学校
- ② 昭和61年4月から平成3年3月までは、上記の①に加え、専修学校及び一部の各種学校

■ 支給額（令和6年度の額）

障害基礎年金1級に該当する方：55,350円（月額）

// 2級に該当する方：44,280円（月額）

- ・ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額に制限される場合があります。（P183年金所得制限基準額参照）
- ・請求を受け付けた月の翌月分から支給が開始されます。
- ・老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。また、経過的福祉手当を受給されている方は、経過的福祉手当の受給資格は喪失します。

■ 手続きに必要なもの

請求する方によって異なりますので、お問合せください。

☆ 問合せ

区民課 国民年金係 区役所3階1番窓口

電話03-5246-1262 FAX 03-5246-1129

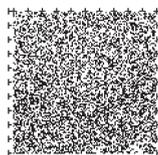
5. 年金の障害等級表（国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令別表）

ただし、国民年金法による障害基礎年金の支給は、1級と2級のみ適用

※身体障害者手帳等の等級とは基準が異なります。

障害の程度	障害の状態
<1級> 1	次に掲げる視覚障害 イ. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの

障害の程度	障害の状態
<1級> 8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁済することを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
<2級> 1	次に掲げる視覚障害 イ. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの



障害の程度	障害の状態
<2級>	<p>二. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>11 両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも</p> <p>16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも</p> <p>17 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも</p>
<3級>	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ. 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの</p> <p>ロ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの</p> <p>ハ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの</p> <p>2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの</p> <p>4 脊柱（せきちゅう）の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>5 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの</p> <p>6 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの</p> <p>7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの</p> <p>8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指もしくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの</p> <p>9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの</p> <p>10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>11 両下肢の10趾の用を廃したもの</p> <p>12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神もしくは神経系統に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの</p>

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

障害の程度	障害の状態
(障害手当金)	<p>1 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの</p> <p>2 一眼の視力が0.1以下に減じたもの</p> <p>3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4 両眼による視野が2分の1以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下もしくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの</p> <p>5 両眼の調節機能及び輻輳（ふくそう）機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの</p> <p>7 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>8 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>9 脊柱の機能に障害を残すもの</p> <p>10 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの</p> <p>11 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの</p> <p>12 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>13 長管状骨に著しい転位変形を残すもの</p> <p>14 一上肢の2指以上を失ったもの</p> <p>15 一上肢のひとさし指を失ったもの</p> <p>16 一上肢の3指以上の用を廃したもの</p> <p>17 ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの</p> <p>18 一上肢のおや指の用を廃したもの</p> <p>19 一下肢の第一趾又は他の4趾以上を失ったもの</p> <p>20 一下肢の5趾の用を廃したもの</p> <p>21 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>22 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p>

備考 (略)

